

小松島市議会基本条例

各 条 文 案	逐 条 解 説
<p>(前文は省略)</p>	
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい、市民に身近な政府としての議会及び議員活動に必要な議会運営の基本事項を定めることによって、市政の情報公開と市民参加を基本とした、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において市民とは、市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。</p>	<p>参画と協働によるまちづくり基本として、議会が市民と共にまちづくりに関する情報を共有することが、市民参加の前提条件との考え方のもと、市政の情報公開を規定し、もって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現を目的としました。</p> <p>市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決には、小松島市に係る幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。</p>
<p>第2章 議会及び議員の活動原則</p> <p>(議会等の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた市民に開かれた議会並びに市民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。</p> <p>2 議会は、議員、市長、市民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例を踏まえて小松島市議会会議規則(昭和42年議会規則第6号)の内容を継続的に見直すものとする。</p> <p>3 議長は、議会の会議における市民の傍聴に関し、傍聴の意欲を高める議会運営に努める。</p> <p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。</p> <p>2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の選良にふさわしい活動をしなければならない。</p> <p>3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表ではなく、市民全体の福利の向上を目指して活動する。</p> <p>(会派)</p> <p>第5条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。</p>	<p>議会及び議員は、市民参加を促進するためにも、まず市民の皆様にも、議会や行政に関心を持っていただくことを目指し、議会運営に努めることを明文化しました。</p> <p>議会には、行政に対するチェック機関としての重要な役割があります。また、様々な行政課題に対して政策提案をしていくことも重要な責務であります。そのためには、議員間の自由かつ達な議論を行うなかで、諸課題に対する論点を整理し、政策提案につなげるべきであること。また、議員は議会活動を通じて、市民の声を市政に反映させる役割を担っていることから、常に市民の声や地域の課題に耳を傾け、また、公平な判断や長期的展望をもって研究や調査を行い、政策立案能力を高めるなど公正かつ誠実に職務を遂行し、市民全体の福利の向上を目指すこと等の議員の活動原則を規定しています。</p>

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会を公開するものとし、その他の会議については小松島市議会情報公開条例(平成12年小松島市条例第48号)第5条の規定により、市民への積極的な公開に努めるものとする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する専門的知見を活用し、並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあっては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

5 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

(議会報告会)

第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

市民参加を促す前提となるのが、正確・迅速な情報の公開であると考え、議会としてその有する情報を積極的に発信していくこと、また、情報を出すだけでなく、市民の皆様との意見交換を行うなかで、その説明責任を果たし、市民の皆様と情報を共有化することにより、新たな行政需要を発見し、次の政策提案につなげていくことを目的とした規定です。

専門的知見の活用・・・案件の専門的事項について、学識経験者等の専門的な知識や考え方を取り入れた政策形成を行おうとするものです。

参考人制度・・・委員会の審査の参考とするために、その案件に対しある程度利害関係がある人や学識経験者等の第三者の意見を聴くことができる制度です。

公聴会制度・・・審査の際に、その案件に対し利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です。

議会報告会とは、前条の「市民との意見交換の場」を具体化する一つとして、明文化したものです。議会自ら積極的に、また、定期的を実施することを想定しています。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(政策等の形成過程の説明)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長に対

本会議における質疑応答では、議員による質問の趣旨を明確化し、議論の論点をより深め、市民の皆様への傍聴に際しても、より理解が深まるよう質疑応答は「一問一答」で行うことができることを規定しました。

次に、質問を行う議員に対してもその質問内容により責任を保持させるために、市長等から議員に対して反問する権利を認め、市長等と議員との間に緊張感を確保させることを目的としています。

行政が「重要な政策」を提案する場合、その政策の正当性及び実施方法の詳細について、費用対効果を議会において十分に審査できるよう、行政に対し

<p>し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算</p> <p>2 議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、それらの政策の水準を高める観点から、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p> <p>(予算及び決算における政策説明)</p> <p>第 10 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。</p>	<p>7項目について、その指標を示すことを求めています。</p> <p>「他自治体との比較」や「市民参加の実施の有無」「将来コスト」等を求めることにより、提出される政策に対する信頼性・正当性の確保に努めます。また、当然これらの情報を広く市民の皆様へも開示することにより、新たな市民参加を促進することも目的としています。</p> <p>また、第 10 条では前条の指標による説明を「重要な政策」に限定することなく、通常の予算や決算を審査する場合についても、前条の趣旨に準じ、明確な説明を行うよう定めています。</p>
<p>第 5 章 自由討議の保障 (議会の合意形成)</p> <p>第 11 条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに直接請求による議案、請願及び陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めるものとする。</p> <p>(政策討論会)</p> <p>第 12 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。</p>	<p>議会は、討論の場であるとの原則にたち、議会内部の運営方法及び議案の審査については、会派の枠にこだわることなく、各議員が自由に議論することで、より問題を深く掘り下げ、その課題を議員共通のものとし、よりよい案を導き出すために、自由な発言を促す会議運営に努めることを定めています。</p> <p>政策討論会は、前条の規定のうち、「市政に関する重要な政策及び課題」に対して、議員の自由討議の具体的な実践の場としての位置づけとなります。行政からの議案の上程を待つ、受け身の姿勢となることなく、積極的に政策の提案につながるよう議員全員による討論会を規定したものです。</p>
<p>第 6 章 委員会の活動 (委員会の活動)</p> <p>第 13 条 委員会審査に当たっては、市民に対し積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。</p>	<p>議会は、地方自治法の規定により、各課題につき、より詳細な審査を目的として、分野別による委員会での審査を中心に構成されています。実質的な詳細審査が行われる委員会の会議原則・委員長の職責を規定しています。また、委員会とその会議録は公開とされていますので、その傍聴者や会議録の閲覧者へも配慮した、会議運営に努めることを規定しています。</p>

第7章 政務調査費

(政務調査費の執行及び公開)

第14条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、小松島市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年小松島市条例第15号)を遵守しなければならない。

2 議長は、政務調査による活動状況及び支出の状況を取りまとめ、年1回以上議会だより等に掲載し公表するものとする。

3 市民は、小松島市議会政務調査費の交付に関する条例第7条に定める収支報告書を、小松島市議会情報公開条例(平成12年小松島市条例第48号)第8条に定める開示請求手続を経ることなく、議長に対し閲覧を請求できるものとする。

4 議員は、前項による請求者からの求めがあった場合には、政務調査による活動状況及び支出の状況について説明するものとする。

政務調査費の執行に当たり、小松島市議会では収支報告書に全ての領収書の添付を義務づけ、その透明性の確保に努めております。さらに、この基本条例では、より積極的に自ら進んで広報等で政務調査の活動状況や収支の状況報告を行うことを義務化しました。また、収支報告書については文書請求によらずとも、閲覧が可能な文書として定め(第3項)さらに第4項において、議員自身による説明責任を明記し、より透明性の確保に努めるものとししました。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第17条 議長は、議会図書室の充実を図るよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第18条 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から常に市民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

ここ数年、地方自治体への権限の移譲が進み、各自治体による政策の自己決定が必要となり、地方議会には、市民の代表者としてその声を行政に届けるため、今まで以上の政策立案能力が求められています。

そのため、議員の政策立案能力の充実を図るため議員個人の自己研鑽だけではなく、議会として組織的に幅広い意見や知識の集積に努め、また、各議員の情報交換を定期的に進める中で、政策立案の質を高めることを目的としています。

また、本条例第9条の規定を代表例として、議会が所有するその情報を、本条例第12条に規定している政策討論会等を踏まえた議会の考え方とともに、積極的に広報し、市民の皆様からの新たな提言や市民参加につなげていくことを目的としています。

<p>第9章 議員の政治倫理，身分及び待遇 （議員の政治倫理）</p> <p>第19条 議員は，小松島市議会議員政治倫理条例（平成21年小松島市条例第16号）を規範とし，遵守しなければならない。</p> <p>（議員定数）</p> <p>第20条 委員会又は議員が，議員定数の条例改正を提案する場合は，行財政改革の視点だけでなく，市政の現状と課題，将来の予測と展望を十分に考慮の上，専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し，明確な改正理由を付して提案するものとする。</p> <p>2 議員定数の基準は，人口，面積，財政力及び市の事業課題を考慮するとともに，類似自治体の議員定数と比較検討するものとする。</p> <p>（議員報酬）</p> <p>第21条 委員会又は議員が，議員報酬の条例改正を提案する場合は，専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し，明確な改正理由を付して提案するものとする。</p>	<p>議員定数や議員報酬を改正するため、議会の委員会や議員が自らその条例改正案を提案する場合は、市民の皆様が納得できるようにその公正性・透明性の確保に努めることが必要となります。よって、地方自治法上、議会に認められている専門的知見の活用等を利用し、議員以外でその専門知識のある方等の意見を参考にすることで、自己決定することを定めたものです。また、その改正案の提出に当たっては、明確な改正理由を付すものとし、市民の皆様に対する議会の説明責任を明記しました。</p>
<p>第10章 最高規範性と見直し手続 （最高規範性）</p> <p>第22条 この条例は，議会における最高規範であって，議会は，この条例の趣旨に反する議会の条例，規則等を制定してはならない。</p> <p>2 議会は，議員にこの条例の理念を浸透させるため，選挙を経た任期開始後，速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。</p> <p>（見直し手続）</p> <p>第23条 議会は，一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに，この条例の目的が達成されているかどうかの検証を議会運営委員会において行うものとする。</p> <p>2 議会は，前項の検証のほか，市民からの意見，社会経済情勢の変化，法の改正等を常に考慮するものとし，必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。</p> <p>3 議会は，この条例を改正する場合には，本会議において，改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は，公布の日から施行する。</p>	<p>この条例が、小松島市議会における議会運営の根本を定めたものであることを明確に規定し、選挙があった場合には、新たな議員を含めて、本条例の理念等を改めて研修することとし、同時に、少なくとも一般選挙が行われる4年に一度は見直しをすること、及び、現状に満足することなく、本条例の基本理念であります、「市民の幸せと豊かなまちづくり」の実現に向け、本条例はどうあるべきかを常に考え続けていくことを明記しています。</p>